国土交通省
近畿地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau
Press release

令和4年10月13日14時00分
近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社鈴木塗装工務店

期間：令和4年10月13日から令和4年11月23日まで（6週間）

範囲：近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社鈴木塗装工務店が建設業許可部局より7日間の営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第 13 号（建設業法違反行為）に該当するため。

＜取扱い＞　――――――

＜配布場所＞　近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

＜問合せ先＞　国土交通省近畿地方整備局
大阪合同庁舎第１号館　TEL 06-6942-1141
総務部契約課長　山腰（やまこし）　祐司（ゆうじ）（内線 2511）
総務部契約課建設専門官　濱口（はまぐち）　哲至（さとし）（内線 2512）

令 和 4 年 10 月 13 日

近 畿 地 方 整 備 局

株式会社鈴木塗装工務店に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社鈴木塗装工務店は、他の建設業者から請け負った大阪府内の民間塗装工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第１条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。

このことが建設業法第28条第１項第６号に該当すると認められ、令和４年８月30日付けで建設業許可部局（関東地方整備局）より、７日間の営業停止処分を受けた。

2. 指名停止措置理由

株式会社鈴木塗装工務店が建設業許可部局より7日間の営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第２第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止６週間を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指 名 停 止 業 者: 株式会社鈴木塗装工務店

東京都足立区柳原２－３０－１４

代表取締役　鈴木　英之

指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内

指 名 停 止 期 間: 令和4年10月13日から令和4年11月23日まで（６週間）

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領　別表第２＞

（建設業法違反行為）
13　当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。